

〈明治乳業不当労働行為・差別事件〉

求められる「差別の開始時期・原因」 遡及審査と累積格差一括是正

遡及審査と累積格差の一括是正。
明治乳業全国事件の第1回証人調べ（6月5日、申立人ら総論主尋問）で、同期・同学歴比較では勿論のこと、申立人らが属する「事業所採用者コース」内においても、「申立人ら集団と他の集団」との間には、500～600万円程度の賃金水準のもとで、ほとんどの申立人らが年間100万円以上（70万～220万円）の賃金格差。そして、職分では2～3職分もの低位にある実態が明らかになりました。この格差（差別）は、東京高裁が認定した市川工場事件のそれよりも、はるかに深刻です。

格差の原因について、市川工場事件への高裁判決は、「その原因は、それまでの各年度ごとに行われた人事考課成績において、おしなべて低位な成績を受け、昇給しない年度が生じたり、昇格についての成績基準が充足しないで昇格が遅延したためであるとみるべきである」（判決57頁）



と判断します。すなわち、格差の全体像を明確にするためには、会社主張のような救済対象年度内での人事考課成績や、昇給・昇格の有無などの比較検討だけではなく、差別の開始時期に遡って審査し、その原因・背景（不当労働行為意思）と累積格差が明確にされるべきです。その上で、「累積格差の一括是正」など、救済方法についての検討がなされるのが命令例の到達点だと考えます。

格差（差別）を裏付ける 不当労働行為は鮮明です

市川工場事件の都労委での審査（1985年～96年）で、当該申立て（同期・同学歴中位者との比較）を退けた理由は、明治乳業が新職分・賃金制度導入（昭和44年）の際に、差別・排除の隠れミノとして実施した「移行格付け試験」を、申立人らが不受験だったことを「自由意思」と判断し、そこで思考を停止させ、移行格付け試験だけでは説明のつかない、格差・不当労働行為意思の存在を判断せず、この種事件の命令では歴史に残る、極めて異常な却下・棄却の超不当命令を出したのです。
しかし、全国事件の申立人ら



には、この移行格付け試験を受験して「不合格」の者、また、受験して「合格」したが、その後、労働組合活動を行うことで不受験者よりも昇格が遅らされている者など多彩です。明白なのは、「受験しても、しなくても」会社の意に沿わない限り、徹底した差別が執拗・陰湿に続いたという事であり、その背景には、昭和40年代初頭から全国各地で高揚する労働組合活動の右傾化を狙い、労働者を赤組「×印」、白組「○印」、雑草組「△印」の枠組みに分類し、昇給・昇格や仕事差別を脅しの武器に、労働組合選挙などへの一貫した支配介入があったことです。都労委が、迅速な審理・判断で全面解決への道筋を示されることを強く求めます。

明治乳業争議支援共闘会議

連絡先 江東区労連：03-5606-5285 明治乳業争議団：047-332-5698

ホームページ <http://meinyu-sougi.web.infoseek.co.jp>

[明治乳業争議](#) → [検索](#)

労働委員会は労働者の権利擁護に全力を傾けて、争議解決に向けた働きを！

東京争議団共闘会議 〒107-0005 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館503内

TEL&FAX 03-5395-3245 <http://www.tokyo-s.org>

mail@tokyo-s.org

2008年7月15日

公益委員は不当労働行為制度に 身命を賭す気概を持って

労働委員会は「公労使」の三者委員と事務局の四者構成で成り立っているとされます。一概に「公労使」と言いますが、「公」と「労」と「使」では立場も違えば、役割も違います。もちろん、労働委員会は使用者による不当労働行為から労働者・労働組合の団結権を守る（救済する）という目的で設置されている行政機関ですから、三者委員はすべてこの目的に向かって役目を果たさなければならないのは当然のことです。しかしだからと言って三者委員も事務局も、同じ立場、権限、役割というわけではありません。

労働委員会は「審査」と「調整」という二つの機能を持っています。審査とは、いうまでもなく不当労働行為から労働者・労働組合を救済する「命令」を発する権限・機能を指します。調整は、労働関係調整法に基づく「斡旋」「調停」「仲裁」のことですが、不当労働行為事件の和解作業も調整機能に入ると言えるでしょう。

これらの労働委員会としての機能を発揮するのが「公労使」三者委員と事務局ですが、中でも公益委員の役割は飛びぬけて重いものがあります。それは、命令を発する権限を唯一公益委員だけが持っているからです。労使委員は、審査に参加して意見陳述をすることはできますが、命令の決定権はありません。

ILOも三者構成ですが、「政労使」ですし、フランスの労働審判所も「裁労使」（裁は裁判官）です。学者、文化人、弁護士などの民間人しかねない公益委員というのは日本だけです。長らく中労委会長を務められた故石川吉右衛門さんは「日本人の世界に誇るべき発明だと思うのです」（労働委員会50周年記念講演）と語っています。

その石川吉右衛門さんが中労委会長当時、都労委の三者委員が集ったあるパーティで挨拶したことがありました。石川さんは挨拶の途中で突然、「大体公益委員がたるんでいる。不当労働行為制度のために命を張る気があるのか。名誉職気分でやってるから、労働官僚に馬鹿にされるんだ」と声を荒げました。それぞれ輪をつくって雑談していた公益委員がびくっとして会場がシーンと静まったことを覚えています。

06年度、07年度の棄却・却下命令を読み返しながらか、私は「不当労働行為を死ぬ気で守る」という立場が欠落しているのを嘆かずにはいられませんでした。命令を決定できるのは公益委員だけなのです。もっと自分の立場と役割を弁えてほしいものです。

（元都労委労働者委員 戸塚 章介）